

事 務 連 絡
令和2年11月16日

各府省政策担当部局長 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し

日頃より当事務局の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて、法令、告示、通達等（以下「法令等」という。）に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針、法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表等（以下「見直し方針等」という。）について、下記のとおり取りまとめました。各府省等は、見直し方針等に基づき、書面・押印・対面の見直しを行うようお願いします。

また、特定の府省の職員にのみ適用される法令等に基づく手続については、当該法令等を所管する府省において、見直し方針等を参考に法令等の改正も含めた見直しを実施するようお願いします。

なお、各府省が独自に会計手続、人事手続等において書面・押印・対面を求めており、各府省の裁量により見直すことが可能なものについては、見直し方針等を参考に見直しの徹底を図っていただくようお願いします。特に、押印を求めている手続については、永年勤続表彰の表彰状を除き、押印を不要とすることが徹底されるようお願いします。各独立行政法人は、見直し方針等を参考に、書面・押印・対面の見直しについて適切に対応を行っていただくようお願いします。

本件につきまして、管下の独立行政法人にも御連絡いただくようお願いします。

記

- 1 法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針（別紙1）

- 2 法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表（別紙2）
- 3 会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方（別紙3）
- 4 会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例（別紙4）

【担当】

内閣官房行政改革推進本部事務局 木村、竹田、今村

TEL: 03-6206-6758